



## ■検査証返納について

小型二輪車(排気量250cc以上のオートバイ)の使用を中止するための手続きです。  
ご不明な点がございましたら山形ナンバーの車両については(TEL:050-5540-2013)へ  
庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

## ■必要書類

- ①自動車検査証(車検証)
- ②ナンバープレート
- ③使用者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)
  
- ④変更の原因を証する書面(氏名・名称・住所に変更がなければ不要、写しでも可)
  - (A)住所変更があった場合  
個人の場合 車検証の住所から現在の住所までのつながりがわかる住民票(発行後3ヶ月以内)、住居表示変更通知書等  
法人の場合 車検証の住所から現在の住所までのつながりがわかる商業登記簿謄(抄)本(発行後3ヶ月以内)  
**注 住民票でつながりが証明できない場合は、住民票に追加してつながりが証明できる住民票の除票や戸籍附票が必要です。**
  
  - (B)氏名又は名称に変更があった場合  
個人の場合 氏名のつながりがわかる戸籍謄(抄)本(発行後3ヶ月以内)  
法人の場合 名称のつながりがわかる商業登記簿謄(抄)本、登記事項証明書等(発行後3ヶ月以内)

## 【その他】

- ⑤申請書(OCRシート第3号様式の2)
- ⑥手数料納付書(自動車検査登録印紙を貼付)

## 【費用】

自動車検査登録印紙350円

検査証返納に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)

窓口受付時間(土日祝日を除く) 午前8:45~12:00 午後13:00~16:00